

## 警察公論2012年1月号「懸賞SA問題」解答

1 正解＝④ 判例上、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明する程度のもの」ならば「倫理的な意思，良心の自由を侵害することを要求するものとは解されない」から憲法に違反しないとされる（最大判昭31.7.4）。

2 正解＝⑤ 「引き留め」，「避難」はいずれも，相手方の意思にかかわらず，実力を用い，強制的に行うことができる。実力の行使の方法に制限はないが，必要最小限度の範囲でなければならない。

3 正解＝① 家人等の承諾があれば，通常は住居侵入罪を構成しないが，錯誤によって承諾したものの本来はその意に反するであろう場合，やはり「正当な理由がないのに」侵入したことになる。

4 正解＝③ 告訴と異なり（刑訴法240条），自首については，代理人によることは法律上認められない。もっとも，使者を介してこの意思を伝達することは，有効な自首に当たる。

5 正解＝② 都道府県警察に要する経費は，原則として当該都道府県が支弁するが（警察法37条2項），同条1項に規定する特定の経費は国庫が支弁することとされている。また，同条3項において，都道府県の支弁する経費についても，国が予算の範囲内において，その一部を補助することとされている。

6 正解＝② 迷い子，病人，負傷者等の保護は，本人がその意思で拒否すれば保護しないものとされている（警職法3条1項2号）。これらの者は，自救能力は欠いているが，意思能力はまだ保たれている状態にあるので，本人の意思を尊重する趣旨である。

7 正解＝④ 群集は，単なる人の集まりであって，各人の役割もないことから組織性がなく，その匿名性ゆえに理性が低下しやすく，異常な雰囲気巻き込まれると，無責任，無批判性や暗示にかかりやすくなるという特徴がある。

8 正解＝③ 指名手配は，原則として第一種手配によるものとする。第二種手配は，逮捕地において捜査する必要がある等特別の事情がある場合であって，逮捕後身柄を引き取りに行っても事件処理に余裕があるときに限り，行うことができる（犯罪捜査規範32条，犯罪捜査共助規則8条）。

9 正解＝⑤ 道交法67条3項に規定する呼気検査は，車両等を運転するおそれがあるときに限られるので，運転していた車両が大破し運行できないなど以後引き続き運転するおそれがない場合は，呼気検査することはできない（なお，枝⑤は，道交法67条3項に規定する呼気検査の許否を問うことを出題趣旨としています）。

10 正解＝① ②の「微塵」は「みじん」，③の「反古」は「ほご」，④の「欠伸」は「あくび」，⑤の「会釈」は「えしゃく」と読むのが正しい。